

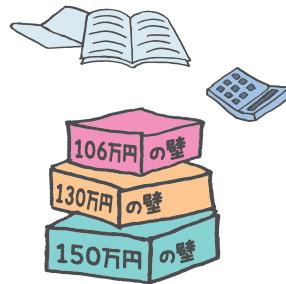
改正前の「103万円」の壁

所得税の課税 +
配偶者控除が受けられない

103万円

所得税がかからない +
配偶者控除が受けられる

時間を調整
しなくちゃ…



妻のパート収入が103万円以下になると、夫は配偶者控除が受けられます。パートする主婦が受けられます。パートする主婦は税金の負担が増えるので、103万円を超えるために勤務形態を調整するのではなく、103万円を超えるために勤務時間や年収のラインを「103万円の壁」と呼ぶようになりました。

配偶者控除が創設されたのは1961年で半世紀も前です。夫が働き、妻は主婦をすることを前提としてつくられた制度だったのですが、社会も大きく変化し、今は夫婦で働く家庭は珍しくなくなりました。女性の社会進出を推進しようという背景から今回の改正となりました。

改正前「103万円の壁」つてそもそも何?

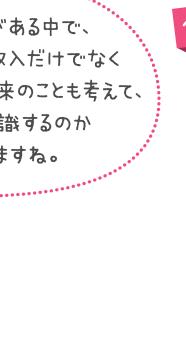
「150万円の壁」の前の2つの壁

「150万円の壁」これから考えること

150万円の壁の前に意識しないといけないのが「106万円の壁」と「130万円の壁」です。「106万円の壁」は、「勤務時間が週20時間以上」、「勤務期間が1年以上」「勤務先が従業員501人以上」といった条件で働く場合、年収が106万円を超えると社会保険料(健康保険・年金保険料)の負担が発生します。前述のような条件で働いていない場合、年収が130万円を超えると同じように社会保険料が発生し、給与の額に応じて天引きされ、手取り収入がダウンします。ただし、医療や年金の社会保障が手厚くなるメリットもあります。ただし、医療や年金の社会保険料の負担が発生します。

2018年からは、これまでの「103万円の壁」が「150万円の壁」となります。配偶者特別控除が拡大され、妻のパート収入が150万円以下の場合は「38万円」の控除対象となります。150万円以上の収入となり段階的に控除され、以前より多く働いても控除の対象となるようになりました。ただし、収入だけではなく夫の年収は関係ありませんでした。夫の年収が103万円を超えた場合でも201万円を超ければ「配偶者特別控除」の対象になります。150万円以上の収入となるようになります。ただし、夫の年収が103万円を超えると配偶者特別控除が受けられ不再適用となります。

また、会社によっては「配偶者手当」「扶養手当」などを支給しているケースがあります。配偶者控除の改正で会社から支給される「手当」に変更がないか、勤務先に確認しておきましょう。



ファイナンシャルプランナーが解説

配偶者控除が「103万円の壁」から「150万円の壁」に!?

2018年から配偶者控除が大きく変わります。今回の改正でどのように変わった、どのような影響があるのか、違いなどを解説します。

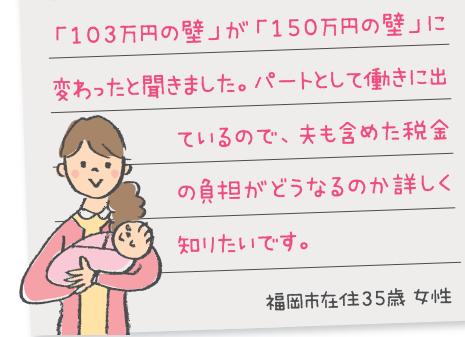
※原稿作成時12月時点の情報です。

監修

よつぎ ゆうこ
世継祐子さん
ファイナンシャルプランナー
がん情報ナビゲーター

福岡県出身。久留米市役所での勤務経験を経て、法政大学法医学部を卒業。2002年にファイナンシャル・プランナーの資格を取得。企業や個人の顧問ファイナンシャル・プランナー、各種セミナーの講師を務める。NPO法人「キャンサーネットジャパン」認定の「がん情報ナビゲーター」の資格を取得。テレビ・雑誌などのメディア取材多数。
<http://www.ff-fukuoka.com>

女性の社会進出を促すために「150万円の壁」に変更になることが税制改正で決まり、1月からスタートしました。配偶者や自分の収入にも関わってくる大きな変更です。扶養の仕組みや制度を理解しておくと税金の負担などが軽減する可能性もあります。



パートの妻にかかる税金って?

所得税の仕組みや控除の基礎知識

パートの妻にかかる税金を考えてみましょう。所得税は、収入にかかる税金ですが、収入全額にかかるわけではなく、一定の金額を差し引いたものに対して計算されます。この差し引かれる金額を控除といいます。

収入がある方すべてに適用される控除が「基礎控除」で一律38万円です。また、給与の額に對して一定の金額を差し引く仕組みが「給与所得控除(収入により控除額がかかる)」です。パートの妻の収入が103万円の場合、103万円から給与所得控除65万円と基礎控除38万円を引くとゼロになるため、所得税はかかりません。

夫の給与収入からも、収入に応じた給与所得控除(65万円以上)と基礎控除(38万円)が控除されます。また、社会保険料や加入している生命保険料、地震保険料も控除され、扶養人数によって扶養控除、住宅ローン控除などが所得控除としてさらに控除され、所得税が計算されます。

パートの妻に所得税がかからないのはなぜ?

給与収入 103万円 - **給与所得控除** 65万円 - **基礎控除** 38万円 = 0
パート収入から給与所得控除と基礎控除を引くとゼロになるので、所得税がかかりません

※夫の合計所得等その他条件あり